

11. 第十四条(イ)項(エ)但書の解釈

0165

RB'-0480

0100

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0480

外務省

シトニ端を登して問題は更に才十一号、才十二号の現
 の実質的内容をも変更する(才七)を案展した。この問題
 才十四号の解釈並びに同条と才十号、才十一号
 の関係に關して(才十)の
 才十号(政府職員)、才十一号(交換教授)及び才十三号
 (留学生、交付金受領者、政府留学者等)に現是

0167

外務省

米所得稅条約才十四条に關する件
 一、米所得稅条約を以て政府職員に對する才十号の現是は三月米の
 確率に於て三月一日に法判局の審議を終了し、向て日米署名の
 運ぶに於て三月六日に至り、米側より
 突如、同条約才十四条(及)の中(An American citizen
 又は)の條を挿入し、自、條の提案が此の

0166

米所得稅条約
 才十一号長
 才十一号長

事務局長
 才十一号長
 事務局長
 才十一号長
 事務局長
 才十一号長

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



方である。
 (1) 右三箇条に規定する所得は、ニカラの税制に於ては、
 当地課税標準に含み得るべきものと見做すことが条約が
 ニカラの税制に設けられたことより、ニカラの所得は、特
 課税標準より除外されることと見做すことが明瞭に、
 中非課税所得(所得税法第六条参照)として
 扱われる、という考え方がである。

外務省

0169

所得は、第一条件を充足した場合に相手国が租税
 を免除するにシテ相手国に租税を課するにシテは、次の
 二つの考え方があり。
 (1) 右三箇条に規定する所得は、他の項目の所得
 と共に一旦当該国の課税標準に算入された後
 (総合課税)に、当該所得に付した税額を控除
 された後、相手国の
 租税に課せらるゝ、現実と租税を免除する、という考
 えがある。

外務省

0168

RB'-0480

0102

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

条とイイ三条とを取り上げ、第九条を見直し、
 米側が三月九日に、更に第十一条及び第十二条と
 議する旨の自国市民の要求は免脱（カ）と
 と言つて来た（米側）
 前記二つの立場に立つて、第十一条（中）に「市民
 の請求する事をも考へると、自国市民の請求の問題は
 第十一条の解釈上当然の事である」とも拘わらず、本件

外務省

0173

此の方針あり、遂に米側提案は單に在る現示
 の意味は、却つて三商案の免脱（カ）の注釈
 を生じ、そのもの（米側）が、第十條、米側前記
 二、（四）の考へ方の立脚（カ）の事である。
 米側、立場は右の如くである（カ）も、米側の最初
 第十條のみを問題とし、第十一条及び第十二条を取り
 上げ、その事は片平提議あり、又（米側）も第十

外務省

0172

RB'-0480

0104

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

方は自國に所得し所得は自國に課税
 行方要う相手國の課税権を認める方
 (2) 自國の居住者に對しては、相手國に課税する
 所得をも課税標準に算入し、後、相手國の税額
 を自國の税額から控除する方
 二の条約の第一四条は、(2)の方を採りし
 第十條、第十一條及び第十二條、所得は(1)の方

比國より日本側との忘酬中の前記ニ、(2)の方
 考之方の判明しと結果、自國市民の場合に果し
 多量課税しうるや、つぎ不安を抱くため、方
 莫く明文化しうと試みしともとれりあり。
 五、二重課税の回避 以下次の二つの方
 (1) 自國の居住者に相手國に課税する所得は、自國
 には、全額課税せず、そのうち、相手國に居住

RB'-0480

0105

を採用するに依り、オランダの立場を借りる
 べきも好く、多額を第にわし既に二重課税の
 問題を解決し、いさむべきあり。従つてオランダの
 枠外の規定である。五小は、
 の文言に拘わらず、二重課税回避
 の文意に拘わらず、
 課税し、
 とするゆゑは、
 税額を控除する二重の系統
 の文意に拘わらず、
 税額を控除する二重の系統
 とするゆゑは、
 税額を控除する二重の系統

外務省

0176

六
 以下の専門委員会がワシントン条約を審議
 した際、オランダの解釈は、
 出た理由である。
 (1)の解釈をとり、
 自国市民の場合には、
 一方日本側は前記(2)の解釈
 をとり、自国民の場合には、
 出た理由である。

外務省

0177

RB'-0480



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0480

0107

外務省

小指のつたもとの想像される。その後に至つて
 新なる政府職員に同じくオオホノ視本が
 掃拭されたために、月日専門家会議当日、西園
 向の解散の念は違ひが分かるが表面に
 現れたる来たるかの現在の段階であるように
 思われるわけである。

0178

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(1) 英子白子等は「三宅理花の国書」の方格を犯せしはもつて、一方の国書を免

んが、柳田園子は 野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

国書の諸文句、安永 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して

著述に著して、柳田園子 等、野村胡堂 等の著述に著するに似て、その著述に著して



000

0181

U.S. Norway, Art. 19

大蔵省

(2) The provision of ~~the~~ ^{this} ~~proposed~~ article shall not be construed to deny the exemption from the tax of Japan on the tax of the United States, in the case may be, granted by Articles I, II and III of the present Trade Convention.

日本國、租税ニ係ル合衆國、租税ノ免除ト

(2) 本条ノ規定ハ、ニ、~~各~~ノイテ、~~各~~ノイテ

ニ、~~各~~ノイテ、~~各~~ノイテ、~~各~~ノイテ

ノイテ、~~各~~ノイテ、~~各~~ノイテ

000

000

RB'-0480

0110

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Article XIV of Income Tax Convention

1. US proposal of March 6:

Insert "(other than those within Article X(1))"
after the words "items of income" in (a) and (b)
of Article XIV.

2. Japan interprets US proposal as follows (March 6):

"(other than those within Article X(1) (b))" in the
case of Article XIV (a), and "(other than those
within Article X (1) (a))" in the case of Article
XIV (b).

3. US agrees to above interpretation (March 8).

4. Japanese proposal of March 9:

Art. XIV (2) The provisions of this Article shall
not be construed to deny the exemptions from the tax
of Japan or the tax of the United States, as the
case may be, granted by Articles X, XI and XII of
the present Convention.

5. US proposal of March 9:

Art. XIV (2) The provisions of this Article shall
not be construed to deny the exemptions from the

United

0182

- 2 -

United States tax or the Japanese tax, as the case
may be, granted by Article X(1), Article XI and
Article XII of the Convention but this paragraph
shall not be construed to exempt the citizen of
the United States from the United States tax with
respect to income coming within Article XI or
Article XII.

6. Japan further advocates proposal 4 above (March 11).

7. US proposal of March 15:

Article XIV (2) The provisions of this Article
shall not be construed to deny the exemptions
from the United States tax or the Japanese tax,
as the case may be, granted by Article X (1),
Article XI and Article XII of the Convention but
this paragraph shall not be construed to prevent
the taxation by each contracting State of its
citizens or nationals with respect to income
coming within Article XI or Article XII.

0183

RB'-0480

0111

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

54.8.24 受領 (野見山)

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



1954 8. 20

渡米公使殿

前略

日本所得税条約に関する外交委員会からの報告を昨日外務省経由で入手いたしました。その中に出て来る条約の解釈について、立案当時の了解と異なる点がありますので、とりあえずキング氏あてに鈴木財務参事官から電報で措置方を依頼しておきました。内容は下記のとおりであります。問題は非常に重要な点に関するものであり、先方の解釈と当方の解釈がくいちがっていることは極めて困難な事態を生ずることが予想されますので、貴使からも至る関係方面へ然るべく御連絡の上、適宜の解決を図つていただき度く御願申し上げます。

記

日本所得税条約第14条(1)の但書の解釈について

(1) 同条(1)は次のように規定している。

(1) The United States shall deem that such recipient has paid with respect to such dividend the tax of Japan in an amount equal to 25% of the amount of such dividend, and deduct, under the provisions of paragraph (a) of this Article, from its tax the amount of the tax of Japan so deemed to have been paid provided that the recipient includes in gross income the amount of tax thus deemed to have been paid,

(2) 上の但書の解釈として Joint Committee of Internal Revenue Taxation

から Sevate Wiley への書簡 (Executive Report No.6 "Double Taxation Conventions with Japan and the United Kingdom" 1954

1954. 8. 6 頁所載) において日本法人から\$100の配当を受領した米国居住者は、\$25の税額控除を受けるためには、\$125を課税所得に算入すべきであると説明しているが、これは条約の解釈を誤つたもので、この例において課税所得に算入すべき金額は\$100であり、\$100に対する米国の税額から\$25の税額控除を行うのでなければならぬ。

0184

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(3) 日本の国内法においても、¥1000の配当を受取つた個人は、¥1000 (¥1250ではない) を収入金額に算入して、所得税額を算出し、それから¥250の配当控除 (税額控除) を受けることとなつている。

1954年度の米国の改正による4%の配当控除も同様の手續によるものと了解され、4%相当額を配当金額に加算して課税所得を計算するものとは考えられない。

(4) 上記の但書は米国の提案によつて挿入されたものであるが、その際に、但書の解釈として、上の例の場合に課税所得に算入すべき金額が\$75 (\$100 - \$25) ではなく、\$100であるべきであるとの趣旨を確認することを条件として、日本側はこの但書の挿入に賛成したものである。

同封1953.5.12付 King 氏あて書面参照

(5) 以上のとおり、上院の委員会報告における解釈は、立案当時の了解と相異しており、かつ、これを放置しておくこと、第14条(1)の実質的な意味が失われることも考えられる。

例えば、上積税率70%の場合を考えると、日本側の解釈によれば、\$100 × 70% - \$25 = \$45が米国で納付すべき税額となるが、米国側の解釈によれば、\$125 × 70% - \$25 = \$62.5を米国で納付すべきこととなり、結局実質的な税額控除は、\$25ではなく、\$25に減つてしまうことになる。

これでは、米国人の配当受領者に日本居住者と同様の税額控除を与えようとする条約の趣旨が全く失われることとなるといわざるを得ない。

(6) なお、日本の税法における25%の税額控除の算出の根基は次のとおりである。

所得税法 15条の6

0185

RB'-0480

0112

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

法人所得 ¥ 100
法人税率 42%
配当金額 ¥ 58

の場合、配当受領者の所得税は、

個拠所得 ¥ 58 (¥ 58 + ¥ 25ではない)
個人所得税率 65%
税額 ¥ 37.7
税額控除 ¥ 14.5 (¥ 58 × 25%)
差引税額 ¥ 23.2

として計算される。これは、個人所得を *gross up* して下のよう
計算した場合とほぼ同様の効果を生むためである。

個人所得 ¥ 100 (法人税分を加えて *gross up*)
税率 65%
税額 ¥ 65
税額控除 ¥ 42
差引税額 ¥ 23

この算出方法からも明らかなように、個人所得を ¥ 58 + ¥ 25 とす
ることは全く予想されていない。仮にそのような方法をとるとすれば
税額控除の率は25%ではなく、もつと高い率で定められるべきであ
る。

以上のような事情でありますから、上院として条約について正式の *action*

をする前に、前述の米側の解釈を訂正しておくことが緊要と思われ
ます。御多忙中恐縮ですが、何卒至急御手配賜わるよう御願申上げます。

敬 具

大蔵省主税局長 渡 辺 喜久造

0186

外務省条約局長 殿
第一課長
本部長

大 蔵 省

蔵税第 1915号

昭和29年8月26日

外務省条約局長 殿

大蔵省主税局長

第

日米租税条約に関し在米大使館あて
発信依頼の件

課 上記の件について下記のとおり在米大使館渡辺公使あて至急
長発信方御取計願いたい。

記

所得税条約中配当所得の取扱いに関する件の日本の国会は昨
年5月22日附書面の解釈により条約を承認したものであるか
ら解釈に差異のあるまま米上院を通過することは将来多大の紛
争をもたらすであろう。

当方の解釈によつて米国上院の承認を得ることが条約成立の
ための絶対必要条件と考えるからこの旨 King にも連絡され
たい。

なお、最悪の場合は米国上院の承認を受け得ないで交渉をや
り直すこととなるもやむを得ないと考え居り念の為



記帳済

0187

RB'-0480

0113

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大 蔵 省

昭和29年8月26日

渡 辺 發 使 殿

日米所得税条約に関する件

8月24日の鈴木財務官あて電拝見しました。当方の考え方は8月26日外務省を通じて発信した電報のとおり、あくまでも日本側に基いて問題を解決したいと考えています。日本の国会においても所得税条約の第14条0の解釈は8月21日附の書簡で説明したところに基いて承認を受けたことであり、同一の条文について両国が異なる解釈を下したままで批准書を交換することはかえつて悔を将来に残すと思われまから、この際、米国の上院による承認が多少おくれても、或いは最悪の場合上院の承認が得られないこととなるとしても、この問題については合理的な解決をいたしたいと思つて居ります。省内及び外務省もこの考え方に賛成しておりますから、貴使におかれても是非日本側の解釈に米側が同意するよう御接願いたく御願い申し上げます。

日本側の解釈を貫きたいと考える理由は、8月21日附の書簡に列記したとおりであります。なおつけ加えれば、米側に配当控除を認めさせる交換条件として当方は配当に対する所得税の源泉徴収(現行法20%昭和29年に限り15%)を抛棄しているのであつて、かりに、米側の解釈のように\$100の配当受益額者の所得を\$125として計算することとすれば、折角日本側が譲渡した所得税の源泉徴収

0188

大 蔵 省

の不適用も、結果として一方的に米政府の share を大きくしたに過ぎないとさえいえるケースも生じます。

(例) 配当額\$100 米国の上積税率90%の場合

米側で納付すべき税額は、

(1) 日本側の解釈によれば

$$\$100 \times 90\% - \$25 = \$65$$

であるが

(2) 米側の解釈によれば

$$\$125 \times 90\% - \$25 = \$87.50$$

となる。

これに対して、米国は配当控除を認めず、日本側は源泉徴収を行うとした場合には、米国の税額は、

$$\$100 \times 90\% - \$15 = \$75$$

であるから、(2)の米側の解釈は、米政府の share を\$75から\$87.50に引き上げる結果になる。

なお、この問題の交渉の経緯は御承知の事と思いますが、25%の配当控除の算出の根拠については小生も鈴木財務官、志場事務官も米側での専門家会議において十分説明済みであり、又、先便に同封した昨年5月12日付の King あての書簡でも明確に計算例を用いて申し入れてあります。これに対して、8月29日付の King の書簡の第10項は同封の別紙第一のとおりであります。この文面からみると、10項の後段 however 以下の意味は、稍々あいまいであつて、5月12日付の当方からの書簡に同意したようにも見え、またその逆ともとれないことはないと思われまから、従つて、8月28日の書簡に対する回答(昨年10

0189

RB'-0480

0114

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大 蔵 省

月10日附)を鈴木財務官が渡米携行された際、その説明事項として別紙第二のような説明書を添え、第14条(ウ)の但書の意味を再確認(日本側の解釈に賛成する意味)することを条件として、King 氏の8月28日附の提案に賛成することとしたのです。

鈴木財務官が昨年10月に King と会談されたときに、上記の説明書に基づいて当方の意向を先方に伝えたことは明瞭でありますから、先方もそのことは記憶していると思います。その際に財務官からは別紙第二の②を附した項の説明としては、「日本側の解釈は5月12日附の書面のとおり」という表現を用いたとのことで、先方はこれに対して反対の意見を出さなかつたので、この点は了解済みと考え、その旨主税局へ連絡があつたのです。従つて、それ以後は主税局としては、但書の解釈は当方の申入を米側が了承したものと考えていたので、この点について更に交渉を重ねることなく、署名に至つた次第です。以上の経緯から考えると、昨年10月の会談の際の鈴木財務官の説明とこれに対する先方の反応が如何であつたかということが本件の解決のいづくちであると思われまふ。仮に、先方が10月の会談で上記のような了解と異なる解釈をとつていたとすれば、それ以降何等かの提案ないし意思表示があつて然るべきであつたと思ひます。もし、10月の会談の際の了解が先方は先方なりの解釈で、当方は当方としての解釈で、第14条(ウ)の但書を了解し、互に相手方の真意を誤解しあつていたということであれば、これは水かけ論ですから、先便で述べた理論的な根拠をもとにして日本側の解釈の正当性を主張して戦く外はないと思ひます。

いずれにせよ、本件は今回の条約の極めて重要な部分に関する問題であり、これについての解釈の差異を放置したまま上院の承認があるとか見つけて紛糾を生ずることとなり、日本の国会に対しても大蔵省、外務省として国会の承認後に字句の変更なしにその解釈をすりかえるという結果を招くこと

0190

大 蔵 省

になります。

しかも、配当控除の理論的な取扱いとしては、\$100を所得とするのが絶対要件であつて、\$125を所得とすることは理論的に説明がつかず、日本の国内法とも、米国の改正法(4%の税額控除、この場合所得を\$104とはしない筈、先便参照)とも異なる異例の取扱いを認めることになるわけですから、この際としては、あくまでも日本側の解釈をとるべきことを主張して載せたいと思ひます。最悪の場合は、このことのために現行の条文による条約が成立しないこともやむを得ず、そのときは配当の取扱いについて改めて交渉を開きたいというのが当方の真意であらう。この点御含みの上御交渉願ひたいと思ひます。

以上要旨のみ

敬 具

大蔵省主税局長

渡辺長久造

0191

RB'-0480

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

別紙 1

U. S. TREASURY DEPARTMENT
WASHINGTON 25

AUG 28 1953

Mr. Gengo Suzuki
Financial Commissioner
Ministry of Finance
Tokyo, Japan

Dear Mr. Suzuki;

I have your letter of June 18, 1953, and your revised draft of the income tax convention. We have carefully examined such text, endeavoring, wherever feasible, to accept the changes suggested by you in the interests of facilitating the adoption of the convention.

The results are as follows:

.....
.....
.....

(10) Pages 13 and 14: These pages disclose departures from the previous texts as follows:

- (a) Article VI of the prior draft has been transferred to Article XIII (new);
- (b) Paragraph (c), page 14. The requirement that the amount of the Japanese tax deemed to have been paid with respect to dividends must be included in the gross income in order to claim credit for such tax against the United States tax, has been omitted from the new draft. This requirement is essential to our text since it must follow the pattern of the United Kingdom and Irish Conventions and is basic to the theory that the shareholder paid the tax.

However, in a strenuous effort to cooperate with you and thus facilitate ultimate approval of the convention, we are willing to accept your redraft of Article XIV provided that the following amendment of (c)(i) is made;

Add after "paid", last line, "provided the recipient includes in gross income the amount of tax thus deemed to have been paid."

.....
.....

(Signed) Eldon P. King,
Director
International Tax Relations Division 0192

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

May 12, 1953

Mr. Eldon P. King
Head, Office of International Tax Relations
Bureau of Internal Revenue
Washington, D.C.

Dear Mr. King:

Acknowledging the receipt of your letters dated February 23 and April 21, I am glad to say that we have no proposal to make any change in the substance of two draft conventions in October of last year. The only changes we propose are of technical nature only in the interest of uniformity and for the purpose of clarification as you see in the enclosures.

As soon as you advise us of your acceptance of the above technical amendments, we can transmit the drafts to the Ministry of Foreign Affairs for diplomatic formality.

Taking this opportunity, I should like to have your confirmation about the following two points:

- (1) The clause "if such recipient elects to include in gross income for the purposes of United States tax the amount of Japanese so deemed to have been paid" in Article XIV (a) of the draft Income Tax Convention is understood to mean that if a recipient of a dividend amounting to 100, for example, from a Japanese corporation elects to include the amount of 100 (not 75 which is obtained by subtracting 100 x 25% from 100) in his gross income, he is eligible for the credit amounting to 25 against the United States tax, and not to mean that he is required to include in his gross income the amount of 125 (which is obtained by adding 100 x 25% to 100) for the purpose of the United States tax.

(Note: In Japan, the credit of dividend under the Japanese law is allowed in the same way as above. In other words, the amount of dividend to be included in gross income is 100 in the above example case, and 25 is deducted from the amount of tax calculated on the basis of such gross income).

- (2) With regard to the clause "the place in or under the laws of which such corporation was created or organized" in Article III (1) (d), we understand that even if the word "in" remains in the above clause, no corporations will be created or organized in the United States

0193

RB'-0480

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一印大蔵省 税制一課
分四事ノ元
(29.8.28)

経済局長
第一課長

電信課長 支

主任 係一課長

昭和十九年八月二十七日起草
野見山

(電信案甲)

27 44

0195

分類

電信案

渡辺公使

日米租稅條約カ十四條

(C) (i) の解に關し

渡辺大蔵省主税局長より

井口大使

在米

日米租稅條約カ十四條の
解に關する件

外務大臣
岡崎勝田

電送第 667838

昭和十九年八月二十七日 時 20 分 發

記帳済

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

- 2 -

in accordance with laws of foreign countries, not according to the state or federal laws of the United States. In Japan, corporations are created or organized only in accordance with the Japanese laws.

Appreciating the way you have been settling the pending problems, I hope that the signing of the conventions will not be before long.

Respectfully yours,

Gengo Suzuki
Financial Commissioner

Encls: 3

0194

RB'-0480

0117

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

△の向
彼我に二重客
を解群。相
思ふあゝまま

電 信 案
外 務 省
申米相立圖に喰ひ違ひある模様なるも、
方としては、客年五月十二日付キング宛鈴木
財務官書簡による解群に基き、国金
の下の署名をなしたるもの
を来すべく、
を得るより至急交渉ありたい。

0196

電 信 案
外 務 省
なお、最悪の場合、上院の承認を得ず、再交
渉に付、
となることも得ないことを念のため。

0197

RB'-0480



電信写

昭和二九 一〇一三六 略 本 省 八月二七日一八三〇発 条一
二八日一〇四四着

岡崎 大臣 井口 大使

（日米租税条約第十四条の解釈に關する件）
第九八六号

貴電第七四七号に關し

渡辺公使より 大蔵省渡辺主税局長へ
日米所得税条約第十四条(1)の解釈について先方は日本側申出があつたことは諒承しているが、客年八月二十八日付キングより鈴木財務参事官宛書簡第十項により了解成立の上 provided 以下の文句を挿入したものとなしあり、上院に対する説明も終始その趣旨にて行いあり、今更その説明を変更することは不可能であるとされている。なお上院の空気が米国内税法における配当所得控除にも相当反対があり、漸く四パーセント控除で妥結した経緯あり

解除
第13回公開

秘

大蔵省三子キヤウ
のしん

外務省

記帳済

0198

電信写

（第九八六号の二）

日本の会社よりの配当所得を更に優遇することについては反対少なからず、上院本会議におけるマロー上院議員の反対もこの趣旨であつて、米政府としては英国との条約の先例を引用して再開後の上院を通過せしめるよう工作中であり、英国の場合と同様控除額の所得総額への加算無しには到底上院の承認を得ることは不可能であるとしている。なおキング、ミンチェル共二、三週間不在の予定であり、又上院再開は十月頃の見込である。

（了）

配布先 次官、官房長、局長、次長、総、政一經、条二、情一

外務省

0199

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0480

0119

解除
第13回公開

大蔵省

極秘

日米所得税条約第14条(0)の解釈に
ついての日米両国間の相異に関する
処理方針 (昭二九 大蔵省)

日米所得税条約第14条(0)の解釈について日米両国の間にそこが
生じたことは遺憾であるが、当面の善後措置としては、次のような
方針で米側と交渉することとする。

(1) 米側をして当方の解釈に賛成せしめた上で上院委員会の報告書
の内容を修正させることは最も望ましいところであるが、従来の
経緯からみると、これは極めて困難なことと思われる。

この際、上院が条約の批准を承認しない場合には、改めて条約
案について再交渉を行うことになるから、その際当方の考え方を
強く主張することは勿論であるが、上院が米側の解釈をとつたま
ま条約の批准を承認しようとした場合に当方がこれを阻害する立
場に立つことは、策を得たものとは考えられない。従つて、上院
が米側解釈のまま条約を承認した場合には、批准書を交換し、条
約を発効せしむべきものと思われる。

(2) 条約を発効させた場合においても、従来の外部への説明の経緯
もあり、日本側としては、米側の解釈にそのまま賛成することは
できない。従つて、所得税条約第14条(0)については、日米両国間
に解釈の差異を生ずることとなるが、同条約第19条(5)は、か
かる場合を予定し、条約の解釈若しくは適用に関し困難又は疑義
が生じたときは両締約国の権限のある当局が合意によつて問題を
解決し得る旨を規定しているから、この方法により、協議によつ
て問題を解決すべきものと思われる。

(3) 米国の連邦所得税は、配当所得の取扱ひについて、最近の改正
により、日本のそれと極めて類似した考え方を採り入れるに至つ

0201

発信用執務用		懸案		浄書	
主信	2	先付送写	名人信受	名件録記	名人信発
附甲			大蔵省 主税局長		外務省
附乙			渡辺 善久 造		用件 勝田
附丙					下田 幸治 局長
附丁					
備考					
公文書	米口内口不入行キナグ長官よりの書簡 転交の件				
外務省	書簡の転交に依頼したためここに送付する。				

記帳済 2 151

0200

RB'-0480



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

大蔵省

ている。従つて、租税条約においても、将来この改正に対応した改正が必要となつてくると予想されるから、条約第19条(5)による両国の合意が得られない場合においては、条約改正の機会において抜本的に解決を図るものとする。

以上の方針に従つて本問題を処理することとし、できる限り円滑に最終の目的を達成するため米側との交渉に専念するものとする。

0202

大蔵省

15

別紙第2 10月10日 King 氏 提案に対する回答の証明

1 所得税条約

(1) 第1条第2項

解釈を一層明確にするため、キングの案では "which" の先行詞が "those" になるおそれあり。

(2) 第5条第1項

解釈を明らかならしめるため、キングの案では、例えば船舶については免除する際に、その登録国たる第3国が船舶「及び」航空機の両者に対して免除していることを要するという誤解を生ずおそれあり。

(3) 第8条(原案第9条)。

キング氏の案によれば、(1) "situated within..." が不動産、鉱山等を修繕する趣旨が判り難い。殊に日本文にした場合に於り、(2) "gains..." の箇所の修正は、"income from real property" について第15条と同一の表現を用いるため。

(4) 18。(第19条を日本側提案のとおり存置すること。)

外務省の見解は別紙のとおり。要は、事柄によつては外交レベルでの解決を望ましいとするものもあり、また税務当局間で解決のつかなくなつた場合に第5者に調停を依頼せず両国の外交交渉で解決するのが妥当であるということである。

(5) 第20条

効力発生の時点については、日米間の時差に基く日付の相異という厄介な問題が生ずるのを防止するためである。その他は字句の修正。

オの条

キング氏の案(支払つたとみなされた税額を総所得に算入すること)については、配当受領額が100のときは、総所得に算入すべき金額は75又は125ではなくて100であるとの解釈を確認されれば、これに替成する。

以下省略

0203

RB'-0480

0121

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

解除
第13回公開

極
秘

日米所得稅條約第十四條(c)(i)但書の
解説に付して

一 一九五四年八月二十日、米國上院における日米
所得稅條約審議に際し、George Malone
議員より、同條約第十四條の解説に關し
質向かなされ、結局、更に慎重審議すべしと
の同議員の提議により、十月下旬の休会明け
まで持越された。

二 殆ど同時に大蔵省主稅局(稅制一課主管)より、
第十四條(c)(i)の解説は、一九五三年五月十二日付

昭三九、九、十三条一 野見山

0204

外務省

0205

鈴木 賦稅官より Eldon P. King (Chief of
International Tax Relations, Bureau of
Internal Revenue)宛書簡の內容の
ラインによるものなるべき旨通報越し、日米
間に本條(c)(i)の解説につき重大なる差異
あることを明かにしてきた。
(1) 大蔵省主稅局の解説。(前掲(二)の鈴木書簡
に明かにされているとおり)今こゝに、合衆国の市
民、居住者又は法人その他、同作にして、日本
国の企業より一ドルの配当を受領するもの
あり、と仮定す。合衆国は、この配当受領者
に對し、その配当金額の百分の二十五に相當する

外務省

RB'-0480

0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0206

額の日本国の租税（すなわち $100\text{円} \times \frac{25}{100} = 25$ ）
 を支拂つたものとし、この二十五は相当額を合
 衆国租税額から控除しなけりばならない。
 但し、そのためには当該受領者は自己の総所得
 金額に、右の「支拂つたもの」とみなさるべき租税
 額（~~木蕨者例によるものをいふ）~~
 も算入しなけりばならない。（大蕨者例はこの算入額を
 すなわち、實際の計算例による）

配当額 100円
 日本国所得税 ²⁵円（税率 25%）
 合算口 …… 50円（税率 50%）
 従つて 實際支拂べき租税は $100 \times \frac{50}{100} - 25 = 25\text{円}$

外務省

0207

(2) 儲米例の解釈（主管 U/Don. P. King）
 配当金額の百分の二十五に相当する額の日本
 国の租税（すなわち本例では二十五円）を支拂つた
 ものとし、~~同額を控除することよ~~日本側解釈と
 同一。但し、~~同額を控除することよ~~
 $100\text{円} + 100\text{円} \times \frac{25}{100} = 125\text{円}$ の
 従つて 米例の計算例による
 $(100\text{円} + 100\text{円} \times \frac{25}{100}) \times \frac{50}{100} - 25\text{円} = 37.50\text{円}$

1957 Joint Committee of Internal Revenue Taxation
 外部委員長の報告書 Executive Report
 No. 6 "Double Taxation Conventions with Japan"

外務省

and the United Kingdom" p. 6 (一九五四年
一月二日付) にて明かにされてゐる。

(三) すなわち問題の重点は同條 (C) (i) の但書
" Provided the recipient includes in gross income
the amount of tax that has been or to have
been paid " 但し 当該受領者がその支払
つたものと等みなされる 租税の額を総所得額
に算入する場合に限る」の解釈如何にかか
つており、日本側は、前述の例においてはこの
総所得額への算入額を一〇〇ドルと計算してゐる
のに対し、アメリカ側は一五五ドルを加算すべき
ものとしてゐる点にある。 右のアメリカ側の

外務省

0208

解釈は、二重課税防止に因する米英間の
協定(一九四五年四月十六日 ワシントンで署名)の
第十三條の解釈の先例に基いてゐる。 すなわち
同協定第十三條に、この協定十四條と殆ど
同一の規定あり、この解釈は、
ゆゑに本条の「額」には配当額に控除率を
乗じて得られたるものをも含むもの(すなわち
前述の例に従へば $100 + 100 \times \frac{25}{100} = 125$
となる)としており、前述の外交委員会への報
告書中の説明も正しくその解釈に當り趣旨
に於るものである。

外務省

0209

RB'-0480

0124

(四) 日本側解釈の論拠
 大蔵省主税局の説明では、
 (1) 日本の口内税法においても一ニ五ドルを総所得額に算入すべきものとはせず、一〇〇ドルを算入しそこから二十五ドルの控除をうけるものとの建前をとっている。
 (2) この但書は協定原文にはなかりしものを米側の提案(一九五三年八月二十八日付キンゾウ歳入局長より鈴木財務官宛書簡による)に基き挿入されたものであり、大蔵省としては課税所得中に算入すべき金額は100-25=75ドルであらう。
 100+25=125 或は 100-25=75 にあらず

外務省

0210

一〇〇ドルであることを確認せんかため、^{但書の}この挿入に心じたものであり。
 (3) 且、一九五四年度の米口内税法の一部改正において、四パーセントの配当控除が認められたようであるが、右控除額を配当額に算入して課税所得を計算するものとはしていないようである。
 と説明している。
 なお、右の米口内税法改正による百分の四控除に關しては資料未入りのため詳細は不明なるも大要次の如きものと推察せらる。すなわち一〇〇ドルの配当受領者に対し、百分の五の基

外務省

0211

RB'-0480

0125

0212

課税除を認め、課税所得に課税の残りの五十パーセント
 中、百分の四の配当控除を認める。実例によると
 配当額 100円
 基礎控除額 50円 (控除率 50%)
 配当控除額 2円 (50% × 4% = 2%)
 従って、実際の課税額は
 50円 × 2% = 1円 (税額)
 (注) 50円 × 2% = 1円 (日本税法)
 (注) 50円 × 2% = 1円 (日本税法)

すなわち、この百分の四の控除額を課税所得額中に
 算入せずに税額を算出する点に、日本税法の建前
 と共通点ありとは認められずや、と論ずる。

外務省

0213

(五) もし (二) のアタリ側 解釈によるときは、
 米国人 配当受取者に 日本人 居住者と同様の
 税額控除を与え、外口資本の日本向け下
 に インセンティブを与えんとする 本條の趣旨が
 失われることになるので、わか方の解釈に基き
 米口上院の承認を得るよ、) 交渉が在米派
 足公使に訓令を發せし、(昭和二十九年八月
 二十七日 發電ヲ七四七号、大藏省 渡辺 主税局長より
 依頼電) 爾後 石交渉により 米側も納得せ
 しめること、(困難との見込しに基き、一応批准書
 を交換して協定を發効せしめたる後、協定ヲ十九

外務省

外務省

係の(三)の規定に基き、西締約口の合意によろ
この問題も解決せんごり不藏省例の方針に
思われり。

0214

RB'-0480

0127

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan